

令和6年警備業に関する法改正について

令和6年4月1日より、改正された警備業法（以下「改正法」という。）が施行されます。改正に伴う主な変更は以下のとおりとなります。

（1）認定証の廃止について

改正法施行後、「認定証」が廃止され、以後、警備業者自身が法令に定める「標識」を作成し、営業所に掲示する義務が生じます。

また認定証の廃止に伴い、認定証の記載事項変更に伴う書換え申請手続及び紛失等に伴う再交付申請手続も併せて廃止されることとなります。

※ 改正法施行後に、認定証を掲示しても、「標識」の掲示義務を履行したことになりませんのでご注意ください。

（2）標識の作成について

標識の様式については、改正後の警備業法施行規則に規定する「別記様式第2号」を参照してください。

なお当該標識に記載すべき項目は以下のとおりです。

- ① 認定をした公安委員会
- ② 認定の番号
- ③ 有効期間
- ④ 氏名又は名称
- ⑤ 所在地



※ 千葉県警察のホームページから様式をダウンロードすることができます。トップページのメニュー項目から「申請・届出」、「申請書ダウンロード」、「風俗保安課」の順に選択していただき、「警備業法施行規則」の項目を参照してください。

（3）標識の掲示義務について

作成した標識は主たる営業所の見やすい場所に掲示するほか、公衆の閲覧に供するため、当該警備業者が運営するウェブサイトに掲載しなければなりません。

ただし以下の条件に合致する場合、ウェブサイトへの掲載義務は免除されます。

- ① 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ② 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合

その他質問等については最寄りの警察署にご連絡ください。